

## 産地生産基盤パワーアップ事業(新市場獲得対策)のうち

### 園芸作物等の先導的取組支援(花き)Q&A

【令和5年3月 28 日時点】

(問 1) 花きでは需要の減少した品目から需要が見込まれる花き品目への転換に係る取組が支援対象となっているが、同一品目における品種転換(業務需要の品種→ホームユース需要の品種)や規格の変更(業務需要の 70~100 cm規格→ホームユースの 30~60 cm規格)では対象とならないか。

(答)

同一品目において品種転換をすることで需要回復が見込まれないものから需要が明確に見込まれるものに転換が可能となる場合は、支援対象となる。

需要変化に対応した品目・品種への転換に必要な取組の支援であり、規格の変更については支援対象外である。

(問 2) 交付等要綱別記 1 別紙 2 の IV 別表の注 2 に「成果物を有償で配布した場合」補助対象外となっているが、転換等助成費で種子・種苗購入費の助成を受けた場合、その生産された転換先品目は販売可能か。

(答)

本事業の成果物については、事業の成果として得られた(事業費を使って作成した)PR 資料や栽培マニュアル等を想定しており、品目等転換の取組により生産された品目は成果物に含まない。

(問 3) 転換先品目は複数品種可能か。

例：協議会 5 戸のうち 3 戸はバラ、2 戸はトルコギキョウへ転換する。

(答)

転換先品目の品目・品種数については、実需者等からの需要に基づくものであれば、複数品種等への転換は可能である。

(問 4) 転換先品目について実需者等からの需要(おおよその取扱要望量や販売見込み量等)が確認できている証明する書類は必要か。

(答)

本事業で支援する花きの品目等転換については、転換先品目の需要があることが前提であるため、需要を確認できる書類は必要と考えている。

なお、書類については以下のようなものを想定しているが、この他の需要確認が可能な書類でも構わない。

- ・実需者からの転換先品目の作付・取扱要望等が記載された書面（会議録等も含む）
- ・事業実施主体等が実施した転換先品目の需要があることが確認できる最近の市場調査
- ・輸入品から国産品への転換を希望する実需者等の転換先品目の取扱予定量等が確認できる資料等

〔問５〕本事業で活用したＰＲ資材を販売することは可能か。

(答)

本事業で作成した試作品や成果物（ＰＲ資材等）を有償で販売した場合は、当該ＰＲ資材等の作成経費の国費相当額を返還していただくこととなる。

〔問６〕すでに一部転換している品目の面積を増やす取組は対象か。

(答)

本事業で支援対象としている花きの品目等転換については、品目転換実施者が新たに導入する転換先品目を対象としているため、既に導入済みの品目等については対象とならない。

〔問７〕転換面積の上限や下限はあるのか。

(答)

本事業の交付等要綱等に転換面積の上限は定めていないが、下限についてはおおむね50a以上としている。

〔問８〕野菜から花への転換は対象となるか。

(答)

本事業で対象としている品目転換の範囲は原則として花きとしている。

〔問９〕要件を満たせば県をまたぐ協議会でも対象となるか。

(答)

対象となる。

〔問１０〕転換元品目を50a栽培していて、転換先品目を100a栽培した場合は、100a全て対象となるのか。

(答)

転換先品目の需要が確実に見込まれているのであれば、転換元品目の面積を超える品目等転換も可能である。なお、品目等転換にあたっては事業実施地区及び近隣産地の転換先品目の他の生産者への影響等を分析し、他の生産者へ悪影響が生じないように留意されたい。

（問 11）品目等への転換、品目等転換の等とは何を指しているのか。

（答）

本事業では品目の他、品種の転換も対象としており、「等」には品種を含んでいる。

（問 12）交付等要綱別記 1 別紙 2 のⅣの第 3 に記載のある「園芸品目」とは何か

（答）

「園芸品目」については、本事業の交付等要綱等では特に品目名を記載していない。

本事業では原則として需要回復が見込まれない花きの品目等から需要がある花き品目等への転換を対象としているが、詳細な需要調査や栽培実証により花き品目等への転換が困難と認められる場合は他の園芸品目への転換も支援対象とできることとしている。

この場合は、必要に応じ都道府県や市町村等の意見も参考としつつ、地方農政局及び事業実施主体で協議を行い、本事業で支援することが妥当と思われる転換先品目を検討することとなる。

（問 13）目標年度は令和 6 年度か。

（答）

本事業の目標年度は事業完了年度の翌年度としている。

（問 14）「規格の変更については対象外」とのことだが、例えば仏花用の切り花を、ホームユースで需要が見込まれる同品目の鉢植えに転換した場合は対象外か。

（答）

品種や品目の転換を伴わないものは本事業の支援対象とはならない。

（問 15）転換面積について、おおむね 50a 以上とあるが、「おおむね」とは何割か。

（答）

「おおむね」は 8 割とする。

（問 16）現状値と目標値の面積について 1 a 未満の取り扱いはどうしたらいいか。

（答）

小数点第 3 位を四捨五入して記入すること。（㎡まで）